

公的年金からの特別徴収制度の見直しについて

公的年金からの特別徴収制度の見直しが行われ、平成 28 年 10 月以降に実施する特別徴収から、次のとおり制度が改正されます。

①仮徴収税額の算定方法の見直し

年間の特別徴収税額の平準化を図るため、仮徴収税額（4・6・8月）を「前年度分の公的年金等に係る住民税額の 2 分の 1 に相当する額」とします。

※この改正は、年税額の変更等により生じた、仮徴収税額と本徴収税額の不均衡の標準化を図るための見直しであり、年税額の増減を生じさせるものではありません。

適用時期は、平成 28 年 10 月 1 日以後に実施する特別徴収からとなります。

特別徴収が 継続される方		仮徴収			本徴収		
		4 月	6 月	8 月	10 月	12 月	翌年 2 月
現行	税額	前年度分の本徴収 ÷ 3 (前年度 2 月と同じ額)			(年税額 - 仮徴収額) ÷ 3		
改正 平成 28 年 10 月 から	税額	(前年度分の年税額 ÷ 2) ÷ 3					

② 転出・税額変更があった場合の特別徴収継続の見直し

公的年金からの特別徴収対象者が他の市区町村に転出した場合や、特別徴収する税額に変更が生じた場合、公的年金からの特別徴収は停止となり、普通徴収（個人で納付）に切り替わっていましたが、一定の要件の下で特別徴収が継続されることとなります。

以下の停止理由のうち、今回の改正で **2、4、5** のケースが一定の要件の下、**特別徴収が継続されることとなります。**

1. 介護保険料が公的年金から特別徴収されなくなったとき
2. 他市区町村に転出したとき
3. 年金からの特別徴収対象者が死亡したとき
4. 確定申告、市民税・県民税申告等により、税額が変更となったとき（期限後申告や所得税の更正の請求、修正申告など）
5. 公的年金等支払者からの再裁定による支払金額等の訂正通知により、所得額及び所得控除額の変更により税額が変更になったとき
6. 公的年金等支払者から年金の差止や失権により公的年金自体が停止したとき